

日野市議会会議録

昭和58年第3回臨時会

第13号

5月16日開会

5月16日閉会

日野市議会

日野市立図書館

81-7354



14 30 929

昭和 58 年 第 3 回 臨時会 日程

5 月 1 6 日 (月曜日) 会期の決定、議案上程、審査報告

昭和 58 年
第 3 回臨時会

日 野 市 議 会 会 議 録 目 次

○ 5 月 1 6 日 月曜日 (第 1 日)

出 席 議 員		1
欠 席 議 員		1
出 席 説 明 員		2
議 事 日 程		3
開 会		5
会議録署名議員の指名		5
会 期 の 決 定		5
(議 案 上 程)		
議 案 第 4 1 号	昭和 5 7 年度日野市一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分 の報告承認について	5
議 案 第 4 2 号	日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告 承認について	8
議 案 第 4 3 号	昭和 5 8 年度日野市一般会計補正予算について (第 1 号)	12
議 案 第 4 4 号	日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	19
(議案審査報告) (総務・文教委員会)		
議 案 第 4 3 号	昭和 5 8 年度日野市一般会計補正予算について (第 1 号)	21
閉 会		24

5 月 16 日 月 曜 日 (第 1 日)

昭和 58 年
第 3 回臨時会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第13号)

5 月 1 6 日 月曜日 (第 1 日)

出 席 議 員 (3 0 名)

1 番	橋 本 文 子 君	2 番	福 島 敏 雄 君
3 番	小 俣 昭 光 君	4 番	小 山 良 悟 君
5 番	谷 長 一 君	6 番	古 谷 太 郎 君
7 番	馬 場 繁 夫 君	8 番	馬 場 弘 融 君
9 番	高 橋 徳 次 君	10 番	旗 野 行 雄 君
11 番	一ノ瀬 隆 君	12 番	板 垣 正 男 君
13 番	鈴 木 美 奈 子 君	14 番	川 嶋 博 君
15 番	飯 山 茂 君	16 番	夏 井 明 男 君
17 番	黒 川 重 憲 君	18 番	古 賀 俊 昭 君
19 番	市 川 資 信 君	20 番	藤 林 理 一 郎 君
21 番	名古屋 史 郎 君	22 番	竹ノ上 武 俊 君
23 番	米 沢 照 男 君	24 番	中 山 基 昭 君
25 番	大 柄 保 君	26 番	秦 正 一 君
27 番	奥 住 芳 雄 君	28 番	石 坂 勝 雄 君
29 番	滝 瀬 敏 朗 君	30 番	高 橋 通 夫 君

欠 席 議 員 (な し)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
助役	赤松行雄君	総務部長	伊藤正吉君
企画財政部長	生野清君	生活環境部長	坂本金雄君
市民部長	加藤一男君	都市整備部長	結城邦夫君
清掃部長	大貫松雄君	福祉部長	高野隆君
建設部長	中村亮助君	病院事務長	佐藤智春君
水道部長	永原照男君	教育次長	小山哲夫君
教育長	長沢三郎君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	次長	岩沢代吉君
書記	栗原莞次君	書記	萩生田富司君
書記	平川雅弘君	書記	谷野省三君
書記	串田平和君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根雪峰
速記者 川久保友子君

議事日程

昭和58年 5 月16日 (月)
午前 10 時 開 会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
(議案上程)	
日程第3 議案第41号	昭和57年度日野市一般会計補正予算(第6号)の専決処分の報告承認について
日程第4 議案第42号	日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について
日程第5 議案第43号	昭和58年度日野市一般会計補正予算について(第1号)
日程第6 議案第44号	日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について (議案審査報告) (総務・文教委員会)
日程第7 議案第43号	昭和58年度日野市一般会計補正予算について(第1号)

本日の会議に付した事件
日程第1から第7まで

午前 10 時 52 分開会

○議長（石坂勝雄君） これより昭和58年第3回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 30 名であります。

次に日程第1、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第70条の規定により、議長において指名いたします。

19番 市 川 資 信 君

20番 藤 林 理 一 郎 君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

本日、午前9時半より議会運営委員会を開催いたしまして第3回臨時会の日程について審議をいたしました。

その結果、会期は本日1日と決定をいたしました。よろしく願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君） ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

これより議案第41号、昭和57年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程をいただきました議案第41号について提案の理由を申し上げます。

本議案は昭和57年度日野市一般会計補正予算（第6号）であります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき昭和58年3月31日付で専決処分をしたものであります。

補正額は歳入歳出それぞれ2,717万円を減額し、歳入歳出予算の総額を252億1,339万1,000円とするものであります。

なお詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野 清君） それでは、ただいま提案されました議案につきまして御説明申し上げます。

御説明の前に、まことに申しわけないんですが、お手元に正誤表が配付されていると思います。その正誤表に従いましてあらかじめミスプリを訂正させていただきたいと思います。

まず20ページでございます。20ページの最上段にございます総務費都補助金の補正前の額、これがプリントミスになっておりまして、正しい数字は2億4,683万2,000円です。数字読みにいたしますと246832でございます。計の欄が、したがいまして341889と御訂正お願いしたいと思います。

それから、もう1点は27ページでございます。27ページの説明欄でございます。下から2段目の説明欄、婦人福祉資金貸付事務というのがございます。補正後の額329,000円を330,000円に御訂正お願いしたいしたいと思います。それで、その一番右端の10万3,000円の欄を10万4,000円に御訂正お願いしたいと思います。

それでは詳細説明をさせていただきます。

本補正予算は3月のとき、あらかじめ御了解得ましたその内容といたしまして国、あるいは都の補助金、起債の額の決定に伴いまして3月31日付、実質的には4月1日、あるいは4月10日ぐらいまでに通知が市や役所へ参っておるもの、そのものにつきましての補正でございます。

まず最初の8ページをお開き願いたいと思います。8ページから11ページまでが国庫負担金でございます。額にいたしまして1億1,135万円の減額の決定でございます。いずれも3月25日が決定、4月1日通知というような枠の中でなされたものでございます。

次に12ページから13ページが国庫補助金でございます。これは925万1,000円の増

でございます。これらにつきましても説明欄に記載してありますような内容に従いまして補正をさせていただくものでございます。

それから14ページ、国の委託金でございます。これは269万3,000円の増になっております。対象事業といたしましては説明欄に記載、掲載されております対象事業の補正でございます。

それから16ページから都支出金関係でございます。都の支出金のうちの都の負担金、16ページから19ページ、767万7,000円の減額であります。いずれも額の決定に伴う減額でございます。

次に20ページをお開き願いたいと思います。これは都の補助金関係でございます。20ページから25ページまで続いております。この補助金の額といたしましては9,189万5,000円の増になっております。その事業につきましては説明欄に掲載させていただきました内容に従っての補正でございます。

次に26ページからが都委託金関係でございます。26、27ページ、都の委託金関係でございますが、これは5万4,000円の減になっております。主たる減の内容といたしましてはそれぞれの項目に掲げられてありますとおりでございます。

次のページ、28、29は市債でございます。これは額の決定に伴う、市の起債の額の決定に伴う補正でございまして1,210万円の減になっております。

次の30ページからは歳出でございます。それぞれ歳入で申し上げました国、都の補助金の額の変更に伴いましてそれぞれの事業費を補正したわけでございます。その30ページに掲げてあります財産管理費の財政調整基金の積み立てはそれらに伴いまして出ました繰越金をここに積立金として計上させていただいているわけでございます。

32ページ以降35ページまで、これは民生費関係でございます。いずれも額の決定に伴う補正でございまして1億2,888万7,000円の総額で減になっております。

最終のページ、36ページ、予備費でございますが、歳入歳出の調整の上での計数整理で8,828万3,000円の減という形になっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いた

したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第41号、昭和57年度日野市一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第42号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 上程されました議案第42号について提案の理由を申し上げます。

本議案は地方税法の改正により日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、昭和58年4月15日付で専決処分をしたものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますのでよろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君） それでは議案第42号、日野市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の内容につきまして説明をさせていただきたいと思います。

昨年の12月に政府に対しまして税制調査会の答申がなされました。この答申に基づきまして地方税法の一部を改正する法律が — 法律案が3月31日に可決、同日公布、4月1日施行と相なりました。これに基づきまして条例の改正をいたすものでございます。市税条例改正の準則に接しまして条例整備の上、ただいま提案を申し上げましたように4月15日の日に専決処分をさせていただいたわけでございます。

それでは内容の説明をさせていただきたいと存じます。

今回の改正は小規模の改正でございまして、基本方針を税負担の公平並びに適正化、という点に改正の基本方針がなされたようでございます。

説明の都合上、大変恐縮でございしますが、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思いますので、対照表をお開きいただきたいと思います。

まず1ページから6ページの関係でございします。これは法人の均等割の改正でございします。で、今回、法人の均等割がなされた一つの内容でございしますけれども、御承知のように昭和53年度にいわゆる税率改正がなされて以来、その法人の税率におきましては、据え置かれております。それが1つございします。それから物価の水準等によりまして相当の変化があることが2つ目に掲げられます。それから法人の中で欠損法人等がございまして、その半数程度が均等割のみの納付で終わっているということが3つ目。それから4つ目といたしましては法人でロボットとか、あるいはオートメーション等の導入によりまして従業員の減少が生じておる。こういうような4つの要素から改正がなされたようでございします。税率改正と従業員数区分の改正が内容でございします。

まず1ページの関係をごらんいただきたいと思います。資本金の50億につきましては変化はございせんけれども、従来の100人が50人というふうに改正になっております。以下6ページまで同様のよう内容で改正をされておるわけでございします。

まず1ページ、2ページの従来の80万円が120万円 — 50%の増加をいたしてございします。

それから6ページのその他の法人を見ますと8,000円が1万6,000円ということで、いわゆる倍額の数値を見ております。これは過去の上昇率を見ますと53年の改正の時点には、いま50億の法人の80万円が前の改正では8万円でございまして、53年の改正では10倍の改正になされております。それから6ページの8,000円が1万円という法人に対しましては、その53年の改正の時点におきましては、据え置かれてございします。そういうことからそういう上昇率のアップが変化をいたしておると言えるのではないかというふうに思うわけでございします。以上が法人の均等割の関係でございします。

開きまして7ページ、8ページの関係でございします。これは32条の2の改正でございまして、文言整理をさせていただいたわけでございしますが、地方税法の314条の2に1つの1項

が挿入されました。それは特別障害者の控除が挿入をされまして3項として地方税法に挿入をされました。それを見ますと、障害者の控除額が22万円から3万円プラスされまして25万円にかわってございます。もちろん、この対照表にはその数値は載っておりませんが、地方税法の改正がなされております。そういう関係で、この7ページ、8ページの関係では文言の整理をさせていただいたわけでございます。

それから7ページ、8ページの下段から9ページ、10ページ、11ページにわたります改正でございますが、これは区分所有の賦課の関係でございます。従来、家屋につきましては、区分所有者につきましては分離をいたしまして賦課徴収をいたしておりましたけれども、土地につきましてもできる、という改正がなされました。これが9ページに掲げてございます。いわゆる共用の土地の代表者が1月31日までに市長に対しまして9ページの1号から10ページの5号までの要件を記して申請することによって、それらの区分所有者に賦課することができる、というふうにかわった点でございます— かわりました。税率等には変化はございませんが、そういうような賦課ができるというようなことがかわった点でございます。それが11ページの上欄まででございます。

それから11ページ、12ページ、それから13、14ページにわたります関係でございますが、条例89条関係の身体障害者に対しますところの軽自動車の減免関係でございます。これも文言整理をさせていただいたわけでございますが、従来その該当の方につきましては、提示しろ、その物を提示して、ということでもございましたけれども、今回の改正では提示をしなくてもそれを証する書面によってそれができるんだ、というふうにかわりました。要するに現物提示をしないでその減免の措置ができます、というふうにかわったわけでございます。いろいろ書いてございますけれども、いわゆる物の提示を文書等によって証する物があればよろしいというふうな改正でございます。

それから13ページ、14ページから15、16ページにわたります関係でございますが、これは原動機付自転車の、いわゆる標識の交付でございます。これも文言整理をさせていただいたわけでございます。従来、標識交付を受ける場合はその現物を提示してということでもございましたが、それを証する書面等で標識の交付ができるというふうにかわったわけでございます。

15ページの真ん中ほどの2項でございますが、これはやはり文言整理だけでございますが、

これは公用の軽自動車税の標識の交付でございます。この交付につきましては現物を提示するというにはわかりございません。ただ、16ページの真ん中ほどに傍線がございますが、この文言の整理をさせていただいただけでございます。

めぐりまして17、18ページの関係でございますが、130条の2— 真ん中でございすけれども、特別土地保有税の減免関係でございますが、従来、地方税法上1号、2号の、いわゆる規定しかございませんが、3号が追加になったわけでございます。前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるものというものが地方税法に挿入されました関係で、条例の改正をいたすものでございます。

それから、その下の付則関係に入らせていただきます。

個人の市民税の所得割の非課税の範囲等という欄で、めぐりまして19、20ページをごらんいただきたいと思います。傍線の部分が条例改正の部分でございますが、57年度までというものを58年度までというふうに改正がなされました。いわゆる控除額でございます。これは控除額、従来の控除額とかわりございませんが、適用を57年度までを58年度まで延ばしたということでございます。

それから19、20ページの中ほどでございますが、中ほどより少し下段になりますが、軽自動車税率の特例という欄がございます。非常に長く改正がなされておりますけれども、金額には変化はございませんけれども、その軽自動車税の中— 軽自動車の中でガソリン等でなくて電気を動力源とする軽自動車がございます。この原動機付自転車につきましては19ページの下から2段— 下段から2行目の700円とあるのを650円とする。以下、同様にずっと電気を動力源とする軽自動車税につきましては減額、といわゆる相なっておるわけでございます。で、当市におきましては、それでは動力源を使っている軽自動車はどのくらいあるかということでございますが、700円を650円とするその軽自動車の対象しかございません。現時点では3台の保有をいたしておりますが、その3台に対しまして650円の賦課をするということでございます。そういうことで、以下21ページ、22ページの中段まで軽自動車税の電気を動力源とするものが生じた場合の税率の改正でございます。

それから中段から21ページの真ん中でございますが、16条の2関係でございます。これは58年度分の市たばこ消費税の特例です。これが地方税法上、この条文が加入になりました。御承知のように、たばこが本年の5月1日から値上げになりました。1本たしか1円の値上げ

がなされておるわけでございますけれども、それに伴いましてこの条文は御承知のように100分の18.1のたばこ消費税がいただけるわけでございますけれども、（「たばこなんかみんな吸うな」と呼ぶ者あり）いままでたばこが値上がりになりますと、どうしてもたばこ消費税の減額がなされたわけでございます。どうも少なくなるわけなんでございます。一時はたばこを喫煙 — 吸う方が少なくなるという傾向だろうと思うんでございますけれども、そういうことで、それを補うために、この条文がいわゆる地方税法の改正がなされたわけでございます。いわゆるその補正をするということです。いわゆる政令でそれまでの税収を確保する率を政令で定めるということでございます。そういうことでここに16条の2を挿入をいたしましたわけでございます。

それから21ページの下段からずっと最後まででございますが、いま申し上げましたように条文の挿入がございました関係でそれぞれ文言の整理をさせていただいたわけでございます。

3項であったものを4項、いわゆる1項挿入したことよっての文言整理でございます。

以上、非常に簡単でございますけれども、地方税法の一部改正に伴いまして市税条例の一部を改正をさせていただいたわけでございます。よろしく御承認をいただきたいと存じます。終わります。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第42号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第43号、昭和58年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件を議題といた

します。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第43号の提案理由を申し上げます。

本議案は昭和58年度日野市一般会計補正予算（第1号）であります。

補正額は歳入歳出それぞれ2億3,992万円を追加し、歳入歳出予算の総額を249億1,222万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） 歳入、歳出全般及び第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野 清君） それでは、ただいま提案されました補正予算について御説明申し上げます。

お手元にあります議案書の3ページから御説明いたしたいと思います。

3ページには第2表債務負担行為補正になっております。これは当初予算にお認めいただきました債務負担行為にさらにこの3事業を追加していただくというものをお願いするわけでございます。第3表につきましては地方債でございます。これも3中、三沢中増築にかかわる地方債の追加をお願いする、そういう内容でございます。

次に歳入の方の、8ページから歳入の方の詳細の説明をさせていただきたいと思います。

8ページから15ページまでが歳入であります。これはいずれもこの財源は三沢中、あるいは3中の増築のために必要とする財源を歳入するものでございます。

まず8ページは国庫補助金の算出でございます。これらの算出根拠につきましては説明欄に掲載されてます内容に従いまして計上いたさせております。

それから次のページの10ページ、11ページ、繰入金でございます。これは基金から、公共施設建設基金の方から5,000万を繰り入れるという内容でございます。

次に、次のページの12ページ、13ページは繰越金でございます。繰越金を4,000万計上されてございますものを補正いたしまして5,000万ここにお願いするものでございます。

次に先ほど債務負担の中で申しました、地方債の中で申しました市債でございますが、3,360

万の補正をお願いするというわけでございます。その算出につきましては説明欄に記載されておるとおりでございます。

16ページから歳出でございます。この歳出につきましては総額で2億1,812万5,000円でございます。いずれも3中、三沢中の増築に伴う経費でございます。2億1,812万5,000円をそこにありますような5つの目に配分して計上させていただいたものでございます。詳細、それぞれの目の内容につきましては説明欄に記載されているとおりでございます。

それらの最終ページの20ページには予備費で歳入歳出の計数整理をさせていただいております。そういう形になっております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。小山良悟君。

○4番（小山良悟君） 3中関係の予算 — 補正予算が出されておりますけれども、経過についてはいろいろあったことは皆さんも御承知のとおりでございますけれども、市長に今後の考え方を確認しておきたいんですけれども、3中のこの過密の問題について今後新設中学校を建てる意思があるのかどうかを、この際、確認しておきたいと思いますが……。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 3中の過大化、過密化の解消につきまして、多年にわたりわれわれも苦心いたしました。また学校当局、生徒、父兄にいろいろと不便をかけてまいりました。

いまの質問につきまして、簡単にお答えをいたしますが、今回は新設校という方式が取り得ませんでした。今後、これまでも申し上げておりますとおり、小中学校の数の不均衡を、また、あわせて生徒の適正規模という題名のために中学校の新設はぜひ必要である、実施をしなければならぬ、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君） 小山良悟君。

○4番（小山良悟君） 済みません。受けとめ方によっていろいろ受けとめられるような返事なんです。それと、今回の3中のことで市の教育行政に対する不信感といいますか、将来展望のあり方について非常に不安を持っているわけなんですけれども、いまの市長の答弁に沿って、具体的な長期計画といいますか、長期展望というものを早急に示していただきたいというふうに思いますが、その件についてはいつごろ考えていただけるかどうか、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。具体的な計画案が出せるかどうか。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ことしの当初予算におきまして、精密なこの生徒分布、あわせて校区の再編成にもう資料になり得るそのような資料を調査機関に委託するという議案を、予算を認めていただいております。その実施に合わせまして、これ、当然、いま申し上げましたとおり中学校が19に対し — 小学校が19に対し、中学校が8という、8校ということでは、やはり均衡が保たれていないのは事実であります。したがって、なるべく近いうちにこれは具体的にその案を持っておりますが、新しい新設校を近いうちにぜひ実現させたい、このように予定をいたしております。（「結構です」「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 教育委員会に1つお尋ねをしたいと思うんですが、私どもの議員の文書箱に先般日野市立第3中学校PTAから出しました質問、公開質問状が入っていました。で、それに対する回答をされたかどうかということを1つと、その中に4年間一貫して主張されてきたという新設方針を、突然昭和57年6月から7月にかけて変更された理由は何か、という質問項目がありました。これに関してはどのような回答を、もし出されたとすればしておられるか、その点をひとつお聞きをしておきます。

それから、ことしの1月27日に日野市長と石坂議長名でもって、杉野学園に学園用地の割愛についてという依頼の文書を出されました。1月15日を目途に、用地の確保に努めるということで、私どもはそれに期待をかけていたわけですが、あわててその後の日付になっておるんです。27日になって、杉野に対してこういう文書を初めて出して交渉をしたということなんで、私どもは驚いたわけですが、これには回答は文書をもってお願いします、と書いておられます。杉野からいかなる回答を文書で受け入れられたか、その点をひとつお聞かせをいただきたい。

○議長（石坂勝雄君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） それではお答え申し上げます。

第1点の、3中のPTAの方から4月25日付で一応いただきました質問状、これにつきましての回答が出されているのかどうか、この内容につきましては、教育委員会が当日4月25日に開催されましたので、教育委員さん方にも目を通していただいておりますけれども、内容的に今後その予定されているものを含め、この過密救済策について文書で回答していただきたい、

このような内容等の問題でございましたので本日の議会、これを経た上で回答したい、このように考えておまして、本日現在、回答は出してございません。

それから質問状の2番目のところに、新設方針を突然変更された理由というような点について出されておりますけれど、私たちの方では、この内容につきましては昭和58年度以降の児童生徒数の増加並びに推移、そういうようなものを分析して、中学校の対応というものについて考えてまいったわけでございますけれど、先ほどもお話の中に出ておりますように、杉野の確保ということが非常に困難である、そういう状況の中で、いつまでも3中をあの過密のまんま放置しておくということは、中学校の教育を保障する意味から妥当でない、そういう認識に立って次善の策でございますけれど、比較的対応の可能である三沢中学の増築に踏み切り、3中の過密を解消したい、こういうようなことで、学年進行方式による学区変更案というものを提示した、こんなような経過でございます。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 3中の過密化対策といたしまして、杉野学園の予定されております所有の校地を何とか活用し、御協力をいただいて、そのことによって新設校を建てて状況の根本的解決を図りたい、という念願はかねて持ってまいりました。そしていろいろ交渉、打診、情報収集等をした結果、その期待がかなわず、という判断で、昨年の12月議会に、今回提案をしております内容の予算計上を提案するべく用意をいたしておりました。しかしながら、再度なお努力を詰めよという住民の、関係住民の意向なり議会の意向を体しまして、1段階といたしましては、1月半ばを限度とし、（「文書の回答をもらったか」と呼ぶ者あり）それから折衝を、それから次いで年度末の期間を限度として、というその2段階の経過がございました。

文書でお願いをするという公式な、つまり理事会にかけていただく手段もとりましたが、いまだその回答は口頭で協力できない、学校の都合によって要望に沿いがたし、という回答のままでございます。

なお、その議会にも提出できるような、資料として提出できるような公文書を求めておりますけど、まだ到着という段階にまで至っておりません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 結局、杉野学園からは回答 — 正式に文書でもってを受けて

おられないということですので、いままでの交渉に当たった経過を私ども見ておりますと、昨年まではほとんど杉野学園との接触はなかった、ということを議会でも先般認めておられました。後段、ことしになって、いろいろ議会の動き、また父兄の動き等を見て、重いしりを上げてやっと交渉の緒につかれて、その一つの結果として文書が出された。そういう姿勢を杉野が受け取れば、やはりまともな交渉というのはなかったわけですから、こちらが文書を出したもののについて、ただ回答をよこしてください、ということを幾ら求めても、こちら側に誠意のある交渉を望む姿勢がなかったということが、私は回答が来ない理由じゃないかと思うんです。その辺ひとつお考えを私はいただきたいと思うんです。

それから先ほど小山議員の質問の中で、市長はこれから新設中学校の建設については考えていくんだ、いろんな人口動態等を眺めながら、にらみながら新設中学校を考えるというお話は一応あったんですが、大体どの辺に1つ新設中学校を考えるかというお考えは全くないんですか。これだけの過密、過大校を抱えて、どっかよそにつくるということも私は当面考えられないと思うんです。考えるならばこの地域じゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 前段の再質問につきましては多年にわたりというふうにするでお答えをいたしておりますし、昨年度の議会 — 12月議会のさなかから議会の御協力、御援助もいただき、続けて交渉を重ねたということは御承知のとおりだと思っております。その結果もやはり期待がかなわなかった。当初からの杉野側は、杉野学園としては当初からの姿勢が貫かれたという形にはなったわけでありまして、したがって、期待がついに尽きた、こういう判断が再び今回の提案の背景をなしておるものであります。

それから将来の新設校につきましては、たとえば万願寺区画整理の事業の中に国有地を確保して中学校用地を予定いたしております。これを新設することは年次的に十分可能である。また1歩進めてその際の通学圏のことを考え、また浅川の南北の区画整理等の事業もあわせて1本歩道橋をかけたい、こういう考えを実施するといまして、京浜工事事務所の適切な指導をいただき、そのことの可能性を十分御指導の中でいただくことができております。今後そのことの進行に鋭意尽力をしよう、とこのように思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 要するに今回のこの補正予算は市長の失政を緊急避難的に一時的に逃れるための解消するための予算だ、というふうに性格はそのような予算だと思うんです。で、市長は明らかに市長選挙のときもそうですが、また、PTAとの会合に際しても、はっきりと新しく中学校をつくり、過大校の解消には努めるということを約束しておられるんですね。で、過大校の解消ということは規模が大きいんですから分離をしなければ過大校の解消というのはできないわけです。つまり新設中学校をつくるということなんです。しかし、それができなかったために今回このような予算を出してこられたということですから、私は、市長は約束を守るとすれば明らかにあの地域に中学校はつくる方針は変わりません、ということをはっきりこの席でおっしゃるべきだと思います。そうしなければこの予算は単なる市長の失政をみずからの失政を補うための予算としてしか私は見れないと思うんです。

学校施設を充実させるというのは当然のことなんです。規模が小さかろうが大きかろうが学校施設をきちんと整えていく、充実をさせていくというのは当然のことですから、それでもって3中の問題をすりかえられては困ると思います。市長は市長選挙のときに革新市政が実行する6つの約束という中ではっきりと3中などの過大校を解消するということをはっきりうたっています。この約束を果たす意思が現在でもありますか。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これまでもしばしば御理解をお願いをしておりますとおり、いっとき新設校としてのベストが成り立たなければベターな方法でこの状況に対応するということは私はお認めいただけることだ、このように思っておりますし、また、教育行政はきわめて重要視しておるわけですが、今後の方策も含めて極力適正化に努めていく、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 委員会でもまた議論があると思いますので、最後にひとつもう1点だけ聞いておきたいと思うんですが、要するにはっきりと市長は市長選挙のときに約束をしてるんです、こういうビラで。ちゃんと書いてあります。私が配られたものをいま1つ持ってきてるんですが、皆さんにも、それから御父兄の方にもはっきり知っていただきたいんです。市長選挙の法定ビラ第1号というのが出ております。これに見開きの大きな地図のついたものです。ここに明らかに百草園駅の南に中学校が1つ書いてあるんです。自然公園という一

つのこれをつくりますという約束だと思うんですが、その南に中学校が1つ書いてあります。で、児童の、生徒の漫画が入っております。はっきり約束をしているわけですよ。第3期革新市政のビジョン。これから努力しますじゃないんです。この地域には必要だということは市長選挙のとき市長も認めて、やりますということを公約で、私たち市民にこういう物を配って約束をしたわけです。約束を果たすための、実行するための努力をしたならば、私たちはこれとやかく言うつもりはありませんが、現実にはわれわれが、議会が、また、父兄が納得するだけの努力があったとはとても認められないわけです。これ、間違いでしたと認めるんですか、どうですか。

○議長（石坂勝雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 選挙の公約はもちろん責任を持たなければなりませんし、努力目標という性格を持っております。今後、その公約の実施のために最善の努力を払うことを申し上げておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君） 古賀俊昭君。

○18番（古賀俊昭君） 最後に意見をちょっと言っておきますが、委員会で審議がされるわけですが、あくまで新設中学校をつくる問題と、そして今回の施設を整備していく、充実させるための予算というのは全く別の次元の問題であって、当面の緊急避難的な今回の予算だということをひとつ委員の方々もちろん御承知だと思いますが、私、申し上げて、そのような立場から審議が行われることを望んでおきます。終わります。

○議長（石坂勝雄君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第43号、昭和58年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件は、歳入全般及び歳出のうち、予備費、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち、教育費を文教委員会へ、それぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第44号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 上程していただきました第４４号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件であります。地方税法第４２条第３項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

議案書に記載しておりますとおり、住所、多摩平三丁目１８番地の３、氏名、山内 滋氏、生年月日、大正３年１月１３日であります。山内 滋氏は昭和３４年から今回重ねてお願いをしたいという考えでございますが、多年にわたってこの委員の職務に精励をされ、また、練達な見識をお持ちでございますので、再度選任をいたす次第でございます。

よろしく御理解を、御決定をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第４４号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、原案のとおり同意されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前１１時４３分休憩

午後 ４時４４分再開

○議長（石坂勝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

時間延長をいたしたいと思います。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時４５分休憩

午後６時 ０分再開

○議長（石坂勝雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第４３号、昭和５８年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

本件については２常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君） 昭和５８年度日野市一般会計補正予算（第１号）の総務委員会の審査報告を申し上げます。

債務負担行為補正第三中学校増築事業１億３,０５１万６,０００円、第三中学校プール管理棟改築事業４,９６８万７,０００円、三沢中学校増築及び給食室新築事業３億４,１３６万５,０００円。合計５億２,１５６万８,０００円であります。また、国庫支出金といたしまして１億６３２万円、公共施設建設基金繰入金といたしまして５,０００万、繰越金といたしまして５,０００万、市債といたしまして３,３６０万。合計２億３,９９２万円でございます。

慎重審議の結果、全会一致可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君） 文教委員会の審査報告を申し上げます。

議長の御指名によりまして、ただいま議題となりました昭和58年度日野市一般会計補正予算(第1号)のうち、歳出、教育費、中学校費の補正額、合計2億1,812万5,000円の委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は、本日13時20分より17時20分まで開催し、理事者より本件の提案理由並びに議案の内容等につき詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。

本件の主なるものを概略申し上げますと3中、三沢中の校舎及び関連施設の増築並びに拡充であります。3中においては普通教室の3室、特別教室の増築、女子トイレの増設18、多目的教室、プールサイドの拡張。三沢中においては普通教室の9室、特別教室2室、調理室、給食室等の新設でございます。

各委員より、新年度に向かって一部の学区変更をもって3中の過密解消を断念したのか、小手先解決ではないのか、新設校への今後の見通しについて厳しい質疑が交わされた次第でございます。

理事者は新設校を断念したのではなく、近く新設校をつくり学区変更等をもって過密解消を図るとのことでございます。

最後に各会派の意見を求めたところ、この予算案では根本的には解決にはならない。いずれ新設校をつくって解決を図るべきである。また、新政会においては、60年3月までに新設校を三沢、3中を母体校としてつくるべきであるとの意見が出されました。

細部については省略させていただきますが、以上により質疑を終結し、採決の結果、本件は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決した次第でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(石坂勝雄君) これより質疑に入ります。古谷太郎君。

○6番(古谷太郎君) お話を聞いていますと、この賛成によって昭和58年、9年、60年は新しい学校ができる可能性が全くなかったようにうかがえる。理事者側の方では、具体的にどのような約束をされたか。誠意というのは、努力しますとか、がんばりますとかいうような、幼稚園の生徒へのかけ声のようなことじゃないのであります。大きな犠牲者がここに出ているわけです。それは教師であり、子供たちであります。同時に日野市民—日野市の未来にとっても大きなマイナスをもたらそうとしている。いつ、具体的にどうするのかということなしに、漫然と通してしまうのは無責任過ぎやしないか。その点について、具体的に

お話し願いたい。

○議長(石坂勝雄君) 文教委員長。

○文教委員長(市川資信君) ただいま古谷太郎議員が指摘されたように、本委員会の時間の大半は、そこに費やされた次第でございます。

その内容について、ただいま委員長報告で申し上げたとおり具体的な方法を求める質疑と、いわゆる万願寺区画整理をもって中学校をつくってそこに歩道橋のごとき橋をつくり学区変更をもって解決を図るんだ、という答弁が理事者側から出されておりました。

○議長(石坂勝雄君) 古谷太郎君。

○6番(古谷太郎君) それでは委員長、全く具体性がない。いつ、だれが、どこで、どうするか、ということが明らかにならなければならない。なぜなら子供たちは3年過ぎれば中学を卒業するわけでありまして。こんなことは理の道理である。子供を犠牲にして現在の教育が進められていることは事実であります。そういう点からいけば、具体的なものを示さないで賛成するのは無責任過ぎる。

意見は後でよく申し上げたいんですが、具体性が全くない、ということだけは確認してよろしゅうございますか。

○議長(石坂勝雄君) 文教委員長。

○文教委員長(市川資信君) 質疑を先ほど詳細については省略ということを申し上げたんですが、その点については大変厳しい意見が出ておりまして、程久保にはまだ空き地があるではないか、具体的に。そこをなぜ積極的に買収して建てないんだ、というような指摘もあったわけですが、緑地を開発したくない、緑は緑の保全としていくんだという見解と、過密解消を、義務教育を優先すべきであるという執行者との意見の食い違いはどうしようもなく、結論に達した次第でございます。

○議長(石坂勝雄君) ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

委員長報告について御意見があれば承ります。古谷太郎君。

○6番(古谷太郎君) 反対の立場から申し上げます。

三沢中学校もすでに過密である、18学級。第3中学校は超々過密であります、文部省の標準中学は12学級であります。これから推察すればすでに4校の中学がなければならない。市

政の怠慢は2校しかつくっていない。そのために大変な犠牲が強いられている。緊急避難としての今回の予算に対して、無責任な市長の態度は許せないであります。どのようにしてこれを救済するのか、いつどうするのか、これが政治であります。責任であります。ただ努力しますとか、国有地の何とかをどうして橋をかけてとか、いつ、じゃ、橋をかけるのか、いつ、その上田の地域の淡水区の跡地に中学をつくるのか、これをはっきり約束を市民にするのが市長であり、議会であります。今日の状態は、ただいたずらに努力しております、がんばっております、研究します、それだけでもって2,000に余る子供たちをこのまま放置せざるを得ない状況に押し込むわけであります。緊急避難はやむを得ません。その点について、反対するものじゃないんです。しかし、余りにも無責任な態度、余りにもいいかげんな答弁、そのことは市民に対して許せないであります。そういう意味で、私は本予算案については、反対するものであります。以上です。

○議長（石坂勝雄君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君） 御異議ないものと認めます。よって議案第43号、昭和58年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和58年第3回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後6時13分閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第70条の規定により署名する。

日野市議会議長 石坂勝雄

署名議員 市川資信

署名議員 藤林理一郎

